

## 基本目標 1

自分たちのまちは、自分たちで守ろう、創ろう！

－住民による安全・安心なまちづくり－

### ■ 基本方針 1-1 住民主体の地域福祉活動の展開

#### 基本施策 1-1-1

#### 身近なつながりからはじまる地域福祉意識の啓発

##### ● 現状と課題 ●

高齢者のひとり暮らしや核家族世帯の増加、都市化によるマンション住民等の増加が進む中で、町内会加入率などの低下に見られるように、地域社会のつながりや助け合い意識が希薄化しています。

このため、地域住民相互の支え合いとしての「地域力」が弱まり、かつては、近隣住民や町内会で解決できた様々な課題も、解決が困難となってきています。

また、介護保険制度や障害者自立支援制度など、各種の公的な福祉サービスが分野ごとに整備されたことに伴い、どのサービスを使おうかということに目が向きがちになり、自助・共助の意識が薄れてきています。

一方、アンケートにおいて、福祉の充実のための地域活動やボランティア活動への参加については、8割以上の方が地域活動への参加は必要であると考えています。

具体的な取り組みとしては、地域における支え合いを進めるため、市内に73の町内福祉委員会（平成20年4月1日現在）が設立され、地域での生活課題への対応や、様々な活動が行われています。

地域福祉活動は支援を必要としている人だけのものではなく、お互いに支え合い、助け合うことによって、誰もが安心して暮らせるための地域づくりにつながることを、地域に住む全ての人が認識することが、地域福祉推進のための第一歩です。

地域活動への参加が必要だと考えている人々が、一人でも多く行動に移るように、また、地域に住む全ての方が、地域の主役は自分たちであることを自覚し、それぞれの役割をしっかりと認識・実行するよう、働きかけをしていく必要があります。

##### ● 方 針 ●

- ◆ 住民が、地域の主役は自分たちであることを自覚し、それぞれの役割をしっかりと認識し、活動の展開が図れるように、意識啓発を行います。

● 推進施策 ●

**1 地域のコミュニティ活動の重要性についての啓発**

積極的・自発的な住民自治意識を育むため、地域のコミュニティ活動の重要性についての啓発を行います。

- 【具体的な取組内容】**
- (1) 先進事例の紹介などによる地域福祉活動の重要性の啓発（社協）
  - (2) 町内会への加入を促す広報活動（市民活動課）
  - (3) 言語や生活習慣の異なる人への対応も含めた転入者への情報提供（市民課）

**2 地域福祉の推進に向けた自助・共助意識の啓発**

住民・行政・社協・福祉事業者などそれぞれの役割を明確に示したうえで、地域福祉の推進に向けて、自助・共助意識の啓発を行います。

- 【具体的な取組内容】**
- (1) 地区社協や町内福祉委員会の勉強会などでの啓発（社協）
  - (2) 広報紙での啓発（社協）
  - (3) 当事者団体との懇話会等での啓発（社会福祉課、障害福祉課、防災課）

**3 圏域ごとの役割や活動の必要性の啓発**

圏域の概念と、それぞれの役割や活動の必要性を、さまざまな機会を通じて啓発します。

- 【具体的な取組内容】**
- (1) 地区社協や町内福祉委員会の勉強会などでの啓発（社協）
  - (2) 広報紙での啓発（社協）
  - (3) 当事者団体との懇話会等での啓発（社会福祉課、障害福祉課、防災課）

● 実績と目標 ●

＜表の記載方法＞ 平成17・18・19年度：実績値  
平成25年度：年度末における目標値

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成25年度	担当課
町内会加入率	76.4%	75.6%	75.6%	80%	市民活動課
地区社協ごとの勉強会開催数	各2回	各2回	各2回	各2回	社協

## 基本施策 1-1-2

## 地域福祉活動圏域単位の地域福祉の推進

## ● 現状と課題 ●

地域では、様々な活動が行われています。安否の声かけや、日頃の見守りなどは、隣近所の圏域で、地域での行事や地域に密着した啓発活動などは町内会の圏域で行われています。

また、民生委員児童委員や地域のボランティアも活発に活動しています。

アンケートにおいても、「地域で困っている世帯があったら自分には何ができるか」という設問に対して「安否の声かけ」が62.4%で最も高く、「話し相手」が43.8%、「日頃の見守り（異常の発見）」が38.6%と続いています。

また、「地域の行事に参加しているか」という設問では、「たまに参加する」や「行事の内容により参加する」を含め、何らかの形で参加している人が70.6%います。

そして、「どの活動団体の行事に参加しているか」という設問では、町内会が86.2%と群を抜いています。こうしたことから、住民の意識と活動は合致していることが分かります。

しかしながら、それぞれの圏域において活動はされているものの、その圏域だけでは解決できないような課題が生じた場合に、次の層を構成する圏域にその課題が引き継がれるかということ、必ずしもそうはなっていません。

例えば、隣近所の活動を、町内会の班・組、あるいは、民生委員児童委員や地域のボランティアが支援し、それでも解決できない場合は、町内会が支援するといった重層的な取り組みが理想ですが、実際にはそれぞれの活動主体によって活動範囲が異なる場合もあるなど、次の圏域の活動と上手に重ならず、結果として圏域間の連携が不十分になっているのが現状です。

こうした状況を改善するには、それぞれ圏域での活動を充実するとともに、圏域ごとの活動が円滑につながるようにすることが課題となっています。

そのため、民生委員児童委員や町内会、地区社協など、それぞれの組織の活動範囲を整理し、圏域の重層化を図っていく必要があります。

## ● 方 針 ●

- ◆ 住民主体の地域コミュニティ活動の推進を図るため、各圏域における活動の促進と支援を行います。
- ◆ 圏域の重層化を図り、圏域間の連携活動がしやすいように、各組織の活動範囲の整理を行います。
- ◆ 地域支援体制の充実を図ります。

● 推進施策 ●

## 1 地域コミュニティ活動の活性化と支援

住民主体の地域コミュニティ活動の推進を図るため、各圏域における活動の支援を行います。さらに、コミュニティリーダー育成のための研修会の充実や、コミュニティ活動の場の充実を図るため、町内公民館等の整備・充実を支援します。

### 【具体的な取組内容】

- (1) 町内福祉委員会の組織化と活動支援の充実（社協）
- (2) 隣近所など小さな圏域における活動の推進（社会福祉課、社協）
- (3) 町内会への活動助成の充実（市民活動課）
- (4) コミュニティリーダーの育成とコミュニティ施設の充実（市民活動課）

## 2 各組織の活動範囲の整理

小さな圏域から大きな圏域まで、圏域間の連携がしやすいように、各組織の活動範囲の整理を行います。

### 【具体的な取組内容】

- (1) 民生委員、町内会（町内福祉委員会）、地区社協など、活動圏域の重層化の推進  
（社会福祉課、市民活動課、社協）

## 3 地区社協の事業と地域支援体制の充実

地区社協における住民主体の福祉のまちづくりを目指した各種事業の活性化と町内福祉委員会等に対する地域支援体制の充実を図ります。

### 【具体的な取組内容】

- (1) 地区社協職員による地区社協事業及び町内福祉委員会活動への  
指導・助言の充実（社協）
- (2) 地域福祉活動助成事業による町内福祉委員会活動への助成（社協）

#### 4 ふれあい補償制度への加入

地域活動における不慮の事故に対処するため、ふれあい補償制度\*に加入するとともに、その周知をします。

##### 【具体的な取組内容】

- (1) ふれあい補償制度への加入（財政課）
- (2) 事業の実施時における周知（全課）

##### ● 実績と目標 ●

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成25年度	担当課
町内福祉委員会の設置数	69か所	73か所	73か所	79か所	社協
町内公民館建設・修繕補助 件数	24件	25件	31件	25件	市民活動課

## ■ 基本方針 1-2 ひとにやさしい安全・安心なまちづくり

### 基本施策 1-2-1

### 地域ぐるみの安全活動（防災・防犯・交通安全）の推進

#### ● 現状と課題 ●

地域における防災・防犯活動としては、自主防災組織を中心とした防災訓練の実施やパトロール活動など、様々な取り組みが行われています。

また、町内福祉委員会が福祉支え合いマップを作成するなど、独自に要援護者情報の把握と共有をし、日常的な見守り活動や、地域の防災体制の整備を進めている例もあります。

アンケートでは、災害に備えて地域でどのような備えが必要かを聞いたところ、「隣近所での住民同士の日頃のつながりと助け合い」が60.8%と最も高くなっています。

次いで「高齢者や障害者（児）などの支援を必要とする人たちへの支援体制の整備」が52.2%という結果でした。近隣の人との付き合いの程度を聞いた設問では、「顔が合えば、挨拶をする程度」が40.6%と高くなっていますが、災害時などには日頃からの付き合いが非常に大切であると考えられていることがうかがえます。

市が実施する「高齢者や障害者（児）などの支援を必要とする人たちへの支援体制の整備」としては「災害時要援護者支援制度\*」がありますが、アンケートによると、制度の内容まで知っている方はわずか7.2%ですが、制度の対象となる要援護者の登録率は76.2%（平成20年4月1日現在）で、未登録者についても民生委員児童委員を通して登録の働きかけを行っています。

この制度は、要援護者本人が地域の中での支援者を決め、要援護者の情報と支援者の情報を、民生委員児童委員、自主防災組織、市が共有し、地域の住民が、日ごろの見守りや災害時における支援を行う制度であり、要援護者以外の人にも周知し、その推進を図る必要があります。

また、高齢者などに対する詐欺や悪質商法、子どもを狙った犯罪などが後を絶ちません。

不審者情報などの迅速な提供や子どもの登下校時における安全の確保、緊急事態に備えた体制づくりなど、地域ぐるみの防犯対策が急務となっています。隣近所における、あいさつや声かけ、さりげない見守りなど地域住民の連携は、犯罪者の行動を抑制するといわれており、また、災害時における助け合いを促すなど、最も身近で有効な、防災・防犯活動となっています。

市内における交通事故の発生状況については、交通死亡事故はここ10年間微減傾向にあるものの、重傷事故件数は増加傾向にあり、特に65歳以上の高齢者の死傷数は高水準で推移しています。こうした事故の多くは交通安全の基本ルールを無視したモラルの低下によるところが多く、生涯にわたる交通安全教育を通じて、すべての年齢層の市民の交通安全意識を高める必要があります。

## 方針

- ◆ 防災・防犯対策として、自主防災体制の強化と地域住民による見守り活動の促進を図ります。
- ◆ 災害時要援護者支援制度の啓発や、町内福祉委員会における福祉支え合いマップの作成支援など、地域における要援護者の情報の共有化を支援します。
- ◆ すべての年齢層の市民の交通安全意識の啓発に努めます。

## 推進施策

### 1 防災意識の啓発と地域自主防災体制の充実

地域の自主防災組織の活動支援をするとともに、要援護者を含め、地域の実情にそった実践的な防災訓練が実施できるよう支援します。

#### 【具体的な取組内容】

- (1) 地域の防災訓練の支援（防災課）
- (2) 地域自主防災体制の充実（防災課）

### 2 災害時要援護者支援制度の啓発と充実

日常の見守りと、災害時の迅速な対応を行うため、制度の啓発と充実を図ります。

#### 【具体的な取組内容】

- (1) 出前講座\*などによる災害時要援護者支援制度の周知（社会福祉課）
- (2) 町内福祉委員会への制度の啓発と支援活動の推進（社協）



### 3 防犯意識の啓発と地域ぐるみの防犯体制づくり

市のホームページ・町内回覧・不審者情報のメール配信・市老人クラブ連合会への啓発などを通じ、犯罪情報や高齢者に対する詐欺等の被害防止情報の提供を行います。

また、自主防犯パトロール隊への支援などを通じて、地域ぐるみの防犯体制の確立を目指します。

- 【具体的な取組内容】**
- (1) 町内回覧やメール配信等による犯罪情報、被害防止情報の提供  
(市民安全課、社会福祉課)
  - (2) 防犯教室などの広報啓発活動の推進 (市民安全課)
  - (3) 自主防犯パトロール隊の充実と活動支援 (市民安全課)
  - (4) 地域住民や警察などの関係団体や機関との連携 (市民安全課)
  - (5) 子どもの登下校の安全確保に向けたスクールガード\*の整備 (学校教育課)

### 4 交通安全意識の啓発

高齢者や障害のある人、子どもなど交通弱者への交通安全意識の啓発に努めるとともに、ホームページや町内回覧などによる交通事故情報の提供を行い、市民への啓発に努めます。

- 【具体的な取組内容】**
- (1) 高齢者交通教室などの交通安全教育の推進 (市民安全課)
  - (2) ホームページ・町内回覧などによる交通事故情報の提供 (市民安全課)

#### 実績と目標

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 25 年度	担 当 課
自主防災訓練参加人数	12,516 人	15,530 人	10,256 人	21,300 人	防災課
災害時要援護者支援制度年間新規登録者数	119 人	285 人	269 人	250 人	社会福祉課
防犯教室と街頭キャンペーンの開催回数	49 回	54 回	48 回	72 回	市民安全課
交通安全教室の開催回数	91 回	104 回	113 回	120 回	市民安全課



## 基本施策 1-2-2

## ひとにやさしいまちづくりの推進

## ● 現状と課題 ●

だれもが、住みなれた地域で安心して暮らすためには、自由に移動できることが必要です。

しかし、日ごろ車椅子を利用している人などにとって、段差や階段などは本人の自由な移動を制約します。

このため、本市では、様々な人が利用する公共施設においては、段差の解消、スロープ、エレベーター、多目的トイレ\*等の設置に努め、誰にでも利用しやすい施設整備を積極的に推進しています。

また、道路の段差の解消や、あんくるバスのバリアフリー化などを進め、移動時における制約の解消に努めています。

その他、鉄道事業者に対しては、駅舎にエレベーターの設置要請をするなど、民間施設においてもバリアフリー化の推進を図るほか、駅前広場などの公共空間の整備を進めています。

他方で、年齢や障害などによって生じる様々なバリアの解消をバリアフリーというのに対し、高齢の人、障害のある人、子ども、妊婦、病気の人などだけでなく、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるようデザインするといった意味で、ユニバーサルデザイン\*といった考えがあります。

今後については、年齢や障害の有無に関わらず、全ての人にやさしいユニバーサルデザインを基本としたまちづくりを、引き続き進めて行く必要があります。

## ● 方針 ●

- ◆ 道路の段差の解消や公共施設のバリアフリー・ユニバーサルデザイン化など、誰にでも利用しやすい施設整備と移動時の制約の解消を推進します。
- ◆ 駅舎へのエレベーター設置要請など、民間施設のバリアフリー化への働きかけをします。

● 推進施策 ●

## 1 公共的施設等のバリアフリー化の推進とユニバーサルデザインの導入

不特定多数の市民が利用する市の施設の、バリアフリー化の推進とユニバーサルデザインの導入をし、公共施設の新設・改修時に、段差の解消、スロープ、エレベータ、多目的トイレ等の設置に努め、安全に安心して利用できる施設の普及を図ります。

### 【具体的な取組内容】

- (1) 施設改修時におけるバリアフリー化の推進（建築課）
- (2) 施設新設におけるユニバーサルデザインの推進（建築課）

## 2 交通バリアフリーの推進

道路の段差の解消、あんくるバスのバリアフリー化などの取り組みを通じ、住み慣れた地域で誰もが安心して自由に外出できるように努めます。

また、駅舎へのエレベーター設置など、利用者の利便性に配慮したバリアフリー化への働きかけを行います。

### 【具体的な取組内容】

- (1) 道路の段差等の解消の推進（土木課）
- (2) あんくるバスのバリアフリー化の促進（都市計画課）
- (3) 駅舎のエレベーター設置など民間施設のバリアフリー化への要請  
（都市計画課）

## 基本目標2

暮らしを支える多様なサービスを充実させよう！  
 ー分かりやすい情報の提供と地域に根ざしたサービスの基盤づくりー

### ■ 基本方針2-1 誰にでも分かりやすい広報・啓発の推進

#### 基本施策2-1-1

#### 各種の媒体や身近な窓口を活用した広報・啓発の推進

##### ● 現状と課題 ●

生活をしていくためには、自分が必要とする情報を正確かつ迅速に入手することが必要です。

本市では、各種の保健や福祉に関する情報を市や社協の窓口で提供するだけでなく、「広報あんじょう」や各種パンフレット類の配布、市や社協のホームページへの掲載など、さまざまな方法で情報の提供を行っています。

その他、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、子育て支援センター、市民活動センターなど、介護や子育て、市民活動などの専門的な情報を提供できる機関の周知も行っています。

アンケートでは、福祉に対する情報源として「広報あんじょう」を挙げた人が74.0%と群を抜いて高くなっています。次いで「町内会の回覧板」、「社協の広報紙」、「テレビ・ラジオ」、「新聞・雑誌」が30%前後で、ほぼ並んでいます。

しかし、福祉に関する情報がどの程度入ってきているかという設問では、「あまり入ってこない」が45.8%と最も高く、次いで「入ってきている」が22.1%となっています。

一方で、地域活動やボランティア活動に参加したことがある人となない人とは、福祉情報の入手の程度に差があり、実際に何らかの活動をすると、情報が入手しやすくなっていることがうかがえます。

しかし、住民にも、目が不自由な人、日本語が十分理解できない人、インターネットが利用できない人など、さまざまな人がいます。

今後、住民が必要とする情報が容易に入手できるよう、提供窓口の充実や、新聞、テレビ、インターネットなどさまざまな情報媒体の活用、そして、誰にとっても分かりやすく、しかも、迅速かつタイムリーな情報提供を推進していく必要があります。

##### ● 方 針 ●

- ◆ 誰もが必要な情報を必要な時に得られるように、各種媒体を使った様々な方法で情報提供を行います。

● 推進施策 ●

**1 情報提供手段の整備**

広報紙、パンフレット、ホームページなどの情報提供手段の整備を図るとともに、新聞やテレビなどのマスコミを含めた多様な情報メディアを活用した迅速・適切な情報提供サービスを推進します。

- 【具体的な取組内容】**
- (1) 市広報紙や社協広報紙を活用した情報提供の推進（全課、社協）
  - (2) 新聞などのマスコミを含めた情報メディアの活用（全課、社協）
  - (3) 「福祉のあらし」や「福祉ガイドブック」の発行（社会福祉課、障害福祉課）
  - (4) 福祉センターや公民館など各施設の掲示スペースの活用（全課、社協）

**2 各種情報提供機関の周知**

在宅介護支援センター、子育て支援センター、市民活動センター、社協ボランティアセンターなど情報提供できる機関の周知を図ります。

- 【具体的な取組内容】**
- (1) 市広報紙や社協広報紙を活用した情報提供の推進（全課、社協）
  - (2) 「福祉のあらし」や「福祉ガイドブック」の発行（社会福祉課、障害福祉課）

● 実績と目標 ●

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成25年度	担当課
市政情報の新聞への掲載回数	576回	647回	676回	780回	秘書課

## 基本施策 2-1-2

## 情報バリアフリー化と分かりやすい情報の提供

## ● 現状と課題 ●

障害のある人や高齢者、外国人なども含めた、全ての人が適切に情報を得ることができるように、市のホームページの音声案内や手話通訳者\*等の設置と派遣、外国語のパンフレットの作成・配布など、情報提供の方法を工夫し、情報のバリアフリー化に努めています。

また、パンフレットやホームページの言葉遣い・表現・掲載内容も工夫し、誰もが理解しやすいようにしています。

しかし、二次元コード\*などを使った音声による行政情報の提供が、まだ普及していないなどの課題もあります。

今後も、市民が等しく情報入手できるように、障害のある人などに配慮した情報の提供を推進していく必要があります。

## ● 方針 ●

- ◆ 聴覚や視覚に障害のある人への情報活用の利便性を図るため、窓口における手話通訳者・要約筆記者\*等の適正な配置、音声・点字による情報媒体の活用を促進します。
- ◆ 誰にでも分かりやすい方法による情報提供に努めます。

● 推進施策 ●

**1 情報のバリアフリー化の推進**

障害のある人・高齢者・外国人等、情報をうまく得られない人が、適切に情報を入手することができるように、情報のバリアフリー化を推進します。

- 【具体的な取組内容】**
- (1) 市ホームページのアクセシビリティ\*対応（秘書課）
  - (2) 点字・音声による情報提供の推進（障害福祉課）
  - (3) 手話通訳者、要約筆記者の派遣の推進（障害福祉課）
  - (4) 外国語版のパンフレットの作成、配布（市民活動課）

**2 誰にでもわかりやすい情報提供の推進**

パンフレットやガイドブックは必要な内容を検討し、わかりやすい言葉や表現を用います。また、ホームページの掲載内容を工夫するなど、誰にでもわかりやすい情報提供に努めます。

- 【具体的な取組内容】**
- (1) パンフレットやガイドブックなどの内容と言葉・表現の検討（全課、社協）
  - (2) 市や社協のホームページの掲載内容の工夫（全課、社協）
  - (3) よくある市民からの問い合わせ内容をホームページに掲載（全課）

● 実績と目標 ●

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成25年度	担当課
手話通訳者派遣回数	213回	195回	181回	200回	障害福祉課
要約筆記者派遣回数	41回	31回	35回	40回	障害福祉課

## ■ 基本方針2-2 きめ細やかな相談体制の確立

### 基本施策2-2-1 身近な困りごとに対する相談窓口の充実と体制の確立

#### ● 現状と課題 ●

住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、日常生活に関わるさまざまな課題を、身近な場所で気軽に相談できる場や機会があることが大切です。

アンケートでは、毎日の暮らしの中で困ったときなどに、家族や親族以外で誰に相談するか、という設問に対して、「知人・友人」が62.5%と群を抜いていました。

しかし、年齢別に見ると、「知人・友人」は共通して多いものの、40代までは「職場の同僚」が30%以上、50代以上では「近所の人」が20%以上になるなど、年代によって差が見られます。「行政」は60代が27.3%でしたが、50代で16.7%、70代で18.5%、40代までは、10%未満でした。70歳以上は「民生委員児童委員」と「近所の人」「医師・保健師」が20%を超えており、「町内会の役員」への相談も年代別の中で唯一10%を超えるなど、身近なところにいる人に相談をしている現状がうかがえます。

しかしながら、高齢者や子育て家庭などが地域で孤立し、支援に結びつかず、結果的に対応が遅れてしまう、という事例も近年問題となっています。

現在、民生委員児童委員が相談支援活動を行っていますが、課題を抱える本人にとって、もっとも身近な地域において、気軽に相談ができ、自ら解決を目指す、または、行政などによる専門的な支援につなげるのか、適切な選択をするしくみを作っていく必要があります。

本市では、町内福祉委員会がふれあいサロン\*や見守り活動などを通して、本人が気軽に悩みを言える状況を作り、地域におけるニーズの把握と対応を行っている例などがあります。

今後、複雑化・多様化したニーズにすばやく対応するためには、行政の相談窓口について広く市民に啓発するとともに、相談窓口の充実や、身近な地域において気軽に相談できる体制づくりが必要です。

#### ● 方 針 ●

- ◆ 地域の課題を地域で相談・対応できるような体制づくりを支援します。
- ◆ 地域における、多様な福祉ニーズを把握し対応するため、市民が気軽に相談できる体制づくりを行います。



● 推進施策 ●

1 各種相談窓口の充実

市民の身近な相談に適切に対応することを目的に、市や社協が設置している各種相談窓口の充実を図ります。

【具体的な取組内容】

- (1) 市民相談窓口の充実（市民課）
- (2) 社協における各種相談窓口の充実（社協）

2 身近な困りごとに対し地域で対応できる体制づくり

身近な困りごとに対し、民生委員児童委員、町内福祉委員会が、町内会、地区社協等と連携し、相談・見守り活動を行いながら、地域で対応できる体制づくりを支援します。

【具体的な取組内容】

- (1) 町内福祉委員会への意識啓発と体制づくりの支援（社協）
- (2) 民生委員児童委員活動の住民への周知と活動支援（社会福祉課、社協）

## 基本施策 2-2-2

## 専門的な相談体制の確立

## ● 現状と課題 ●

高齢者や障害のある人の相談、子育てや療育\*に関する相談は、市の担当課窓口のほかに、地域包括支援センターや在宅介護支援センター、ふれあいサービスセンター\*、子育て支援センター、保健センター、療育センター\*などにおいて、分野ごとに専門的な相談を受けています。

しかしながら、困りごとやサービスの利用などについての相談をしたいときに「どこへ行けばいいのか分からない」という声が未だによく聞かれます。

そのため、各相談窓口の一層の周知を図るとともに、他の分野との連携も含めた、相談窓口の充実を図っていく必要があります。

## ● 方 針 ●

- ◆ 各相談窓口の周知と、他の分野との連携も含めた、相談窓口の充実を図ります。

## ● 推進施策 ●

## 1 専門的な相談に対応できる窓口の周知と相談体制の充実

専門的な各種相談に対応した窓口の周知を図るとともに、専門性のある相談体制の充実を図ります。

また、個々の状況に応じたきめ細やかな対応ができるように、相談機能の充実に努めます。

## 【具体的な取組内容】

- (1) 高齢者福祉サービス・介護サービスに係る相談窓口の周知と充実  
(社会福祉課、介護保険課)
- (2) 障害のある人の相談窓口の周知と充実 (障害福祉課)
- (3) 子育てに関する相談窓口の周知と充実 (子ども課、健康推進課、学校教育課)
- (4) ひとり親家庭の相談窓口の周知と充実 (社会福祉課)
- (5) ドメスティックバイオレンス (DV) \*の相談窓口の周知と充実  
(市民活動課、市民課、社会福祉課)

● 実績と目標 ●

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成25年度	担当課
介護相談員派遣回数	179回	177回	269回	288回	介護保険課
ふれあいサービスセンター相談件数	1,508件	1,333件	1,299件	1,700件	障害福祉課
育児相談件数	884件	870件	1,175件	1,250件	健康推進課
母子自立支援員相談件数	607件	584件	610件	800件	社会福祉課

## ■ 基本方針 2-3 幅広い多様なサービスの充実

### 基本施策 2-3-1 セルフヘルプ・「当事者力」活用の推進

#### ● 現状と課題 ●

地域生活を営むうえで、何か課題が生じた場合は、誰かがそれを助けてところから解決が始まるものではありません。

課題を抱える本人や家族が、その課題について自分でできることを考え、行動することから解決への道が始まります。

自分の努力により課題が解決されればよいのですが、自分や家族だけでは解決できない課題は、周囲へ助けを求めることが必要です。

周りの人の意識として、「自発的に課題解決の手助けはしづらいものの、頼まれれば手助けする」といった考えの人が多いのも現実です。

しかし、他人の境遇や悩みを理解するのは、なかなかできることではありません。

一方で、同じ状況に置かれている人や、同じ悩みを抱える人同士は、比較的課題の理解をしやすい状態にあります。

そうした人がお互いに助け合う（セルフヘルプ）ことが、課題の解決にとても有効な方法となります。同じ悩みを抱える人が集まっている当事者組織は、老人クラブや障害のある人の団体、子育てサークル、介護者の団体など多種多様であり、そうしたグループの数は増加の傾向にあります。

しかし、セルフヘルプといった有効な方法があるにもかかわらず、公的サービスの領域が拡大した現状においては、課題を公的なサービスにより解決しようとする人が増えています。

その結果、当事者組織への加入率の低下や、組織内における相互の助け合い意識の低下なども含めた、当事者力の低下が懸念されています。

また、折角当事者団体を結成しても、当事者同士の活動だけに目が向き、当事者以外の人や地域の人との交流がほとんどない場合もあります。これでは、周囲の人の理解もなかなか進みません。

課題を抱える本人や家族、または当事者組織は、積極的に地域行事へ参加するなど地域との交流を図り、周囲の理解を促進するために自ら働きかけることも必要です。

行政としては、本人や家族だけでは解決できない課題は、周囲へ助けを求めるといった意識を啓発するとともに、当事者組織などに対し、当事者力を強化するための支援をしていく必要があります。

#### ● 方 針 ●

- ◆ 老人クラブや介護者のつどい、障害のある人・発達障害等の児童をもつ親の会、子育てサークル等に対し、組織の運営や活動の支援を行います。

● 推進施策 ●

**1 当事者組織についての情報の提供**

同じ悩みを抱える人が参加しやすいように、また、それ以外の人への理解が深まるように、当事者組織についての情報を幅広く提供します。

- 【具体的な取組内容】**
- (1) 社協広報紙への当事者組織についての情報掲載（社協）
  - (2) 当事者組織作成の広報紙等の配布支援（障害福祉課）

**2 当事者組織における相互の助け合い意識と周囲への働きかけの啓発**

当事者組織に対し、「当事者力」向上に向けた相互の助け合い意識と、周囲の理解を促進するための働きかけの必要性を啓発します。

- 【具体的な取組内容】**
- (1) 当事者団体との会議等の場における意識啓発の推進（社会福祉課、障害福祉課）
  - (2) 社協広報紙による意識啓発の推進（社協）

**3 当事者組織の運営や活動に対する支援**

当事者組織が、「当事者力」向上と周囲への働きかけの推進役となるように、当事者団体の運営や活動を支援します。

- 【具体的な取組内容】**
- (1) 老人クラブ等の高齢者団体への支援（社会福祉課）
  - (2) 障害のある人団体への支援（障害福祉課）
  - (3) 子育てサークルへの支援（子ども課）

● 実績と目標 ●

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成25年度	担当課
社協広報紙への掲載回数	3回	4回	4回	4回	社協

## 基本施策 2-3-2

## インフォーマルサービスの充実

## ● 現状と課題 ●

かつてのように、3世帯同居が多く、地域とのつながりが強かった時期においては、親の都合が悪いときには、子どもを預かってくれる人がいました。

また、高齢者や障害のある人に対する介護等についても、従来は家族が中心に行ってきました。

しかし、核家族や単身世帯の増加や、価値観の多様化、ライフスタイルの変化及びプライバシーへの配慮などから、地域とのつながりが弱まった現在において、従来と同じことを家族や地域に求めるのは、非常に難しいと言わざるをえません。

そして、高齢者単身世帯におけるゴミ出しなど、多様化し複雑化する住民の福祉ニーズに対して、すべてを公的な福祉サービスだけで対応することは不可能です。

こうした多様なニーズに対応するためには、行政や福祉事業者だけでなく、地域やボランティア、NPOなどによる、幅広い地域支援活動が必要となります。

公的機関が行う、制度に基づいた福祉・介護サービス（フォーマルサービス\*）と、地域やボランティア、NPOなどが自主的に行う支援（インフォーマルサービス）が、うまく連動することによって、これまで以上に、地域での暮らしが、豊かで安心できるものになると期待されます。

インフォーマルサービスは、広い意味で隣近所の見守りや、ボランティア活動など広範囲の活動が含まれますが、サービスを必要とする人が希望に応じて利用できるといったことが求められるため、活動母体があり、一定の制度化されたサービスに限定して考えていきます。

たとえば、子育ての手助けをして欲しい人と、子育てのお手伝いをしたい人を結びつけるファミリーサポートセンター\*や、町内福祉委員会における要援護者の支援活動及びNPOが実施する各種のサービスなどあげられます。

今後は、地域での支え合いや公的なサービスに加えて、選択できるメニューが増えるよう、インフォーマルサービスの開発や充実の支援をしていくことが求められています。

## ● 方 針 ●

- ◆ 町内福祉委員会の地域福祉活動の活性化を支援します。
- ◆ 既存のインフォーマルサービスの周知を図ります。
- ◆ インフォーマルサービスの担い手として、NPO法人の組織化に向けた支援をします。

● 推進施策 ●

**1 地域の多様なニーズに応える住民相互の支え合い組織の充実**

住民相互の支え合い体制の確立を図り、組織と体制の充実を図ります。

- 【具体的な取組内容】**
- (1) 町内福祉委員会活動の充実（社協）
  - (2) ファミリーサポートセンターの周知とサービス提供体制の充実（子ども課）

**2 NPOの活動に関する周知と組織化に向けた支援**

インフォーマルサービスの担い手として、NPOの活動に関する周知と組織化に向けた支援を行います。

- 【具体的な取組内容】**
- (1) 市民活動センターへの登録の働きかけによる情報の充実（市民活動課）
  - (2) 市民活動センターにおけるNPO法人立上げの相談と指導（市民活動課）

● 実績と目標 ●

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成25年度	担当課
ファミリーサポートセンターの子育て援助会員数 (提供会員・両方会員)	132人	129人	113人	150人	子ども課



## 基本施策2-3-3

## 公的な福祉サービスの充実

## ● 現状と課題 ●

公的な福祉サービスは、高齢者、障害のある人、子どもなど対象者ごとに実施され、年々充実されつつあります。

高齢者に関するサービスとしては、介護保険制度を始めとし、ひとり暮らし高齢者、寝たきりや認知症の高齢者を対象としたさまざまなサービスを提供しています。

介護保険制度においては、高齢化の進展に伴い、要介護認定者数は増加していくものと推計されており、介護保険施設\*の整備のほか、介護予防\*の推進を図るとともに、中重度者が在宅での生活を継続できるよう、居宅サービスや地域密着型サービス\*の基盤整備が必要となっています。

障害のある人のサービスとしては、平成17年に障害者自立支援法が制定され、身体障害、知的障害、精神障害といった障害の種別にかかわらず、一元的に福祉サービスを利用できる仕組みができ、地域のニーズに応じて総合的かつ計画的にサービスを提供する体制が整えられました。

また、「障害があってもあたりまえに暮らせる地域づくり」を目指し、入所施設からグループホームによる地域生活移行や就労移行支援による就労への支援が制度化されたほか、福祉、保健・医療、教育、労働などの関係者から構成される「地域自立支援協議会\*」を設置するなど、障害のある人の地域支援体制の整備も図られています。

子どもに関するサービスとしては、従来から保育所、児童クラブなど、保護者の就労などのために保育や健全育成のサービスが行われてきました。

本市においては、待機児童ゼロを維持しています。また、多様な就労形態にも対応するため、保育所においては、一時・特定保育\*、延長保育及び休日保育などを行い、仕事と育児の両立できる環境整備を進めていきます。

その他、子育て支援センターの整備や、子育て支援のネットワークづくり、育児に不安を抱える家庭への相談指導など、子育ての総合的な支援と、子どもの健全育成を支援しています。

いずれの分野にせよ、公的なサービスの果たす役割は大きく、住民や各種福祉事業者との連携のもと、時代にあった適切なサービスを提供していく必要があります。

## ● 方針 ●

- ◆ 高齢者福祉、障害のある人への自立支援、子育て支援など、それぞれの分野にわたる公的サービスについては、各個別計画に基づき充実を図ります。
- ◆ 利用者本位のサービスの提供に努め、利用者・生活者の視点に立った制度の運用を図っていきます。

● 推進施策 ●

1 在宅福祉・次世代育成に向けた事業内容の充実

住み慣れた地域で生活するために必要なサービスや支援の充実については、高齢者は高齢者保健福祉計画で、障害のある人は障害者福祉計画（障害福祉計画）で、子どもは次世代育成支援計画において定めます。

【具体的な取組内容】

- (1) 居宅サービス及び家族介護者に対する支援の充実  
(介護保険課、社会福祉課、障害福祉課)
- (2) 就労支援等の自立生活に向けた支援の充実（社会福祉課、障害福祉課）
- (3) 地域力を活かした子どもたちへの支援の充実（子ども課）

2 福祉施設の計画的整備と内容の充実

安心して生活していくために必要な施設については、高齢者は高齢者保健福祉計画で、障害のある人は障害者福祉計画（障害福祉計画）で、子どもは次世代育成支援計画において定めます。

【具体的な取組内容】

- (1) 介護保険関連施設の整備（介護保険課）
- (2) 生活支援ハウス\*（社会福祉課）
- (3) 障害者施設（障害福祉課）
- (4) 保育所（子ども課）
- (5) 児童クラブ\*（子ども課）

3 適正な制度の運用

複雑、多様化する市民のニーズに対し、適正な制度の運用を図ります。

【具体的な取組内容】

- (1) 介護保険制度の適正な運用（介護保険課）
- (2) 障害者自立支援制度の適正な運用（障害福祉課）
- (3) 次世代育成支援に向けた適正な制度の運用（子ども課）

● 実績と目標 ●

各個別計画において定めます

## ■ 基本方針2-4 サービスの質の向上

### 基本施策2-4-1

### 苦情解決窓口の充実と第三者評価制度\*の推進

#### ● 現状と課題 ●

選択・契約による福祉サービスの利用制度は、利用者と福祉事業者が、対等な立場に立つことが前提となっています。

しかし、現実には、サービスの提供を受けている利用者が弱い立場に置かれることが少なくなく、苦情を言いにくいという実情があります。

福祉サービスについての苦情は、福祉事業者が受け、解決をすることが原則です。

しかし、福祉事業者との間で解決できないものに関しては、市で受け付けるほか、介護保険では「愛知県国民健康保険団体連合会\*」が、またその他のサービスでは「愛知県運営適正化委員会\*」が、苦情の相談を受け付けています。

また、社会福祉法では、福祉サービスを提供する事業者も自ら苦情相談窓口を設置し、苦情の解決にあたることとされています。

さらに、福祉事業者の提供するサービス等を、公正・中立な第三者機関が、専門的に評価する「第三者評価制度」や情報開示の取り組みが始まっています。

課題を発見し、解決することは、福祉サービスの質的向上にもつながることから、利用者本位のサービスを提供するために、今後さらに「第三者評価制度」の導入や情報開示の促進と有効活用を図っていくことが求められています。

#### ● 方 針 ●

- ◆ 福祉サービス利用者が、福祉事業者と対等な立場でサービスを選択・契約できるよう、苦情解決への対応や福祉事業者の評価制度の充実を図ります。

● 推進施策 ●

## 1 サービス利用者の苦情解決への対応の充実

福祉サービス利用者の苦情に対して福祉事業者が適切に対応できるよう、苦情相談窓口の設置をするよう福祉事業者に働きかけるとともに、事業者の段階で解決できない介護サービスへの苦情に対しては、愛知県社会福祉協議会に設置してある「運営適正化委員会」および「県国民健康保険団体連合会・介護サービス苦情相談窓口」の活用を図ります。

また、安心して福祉サービスを利用できるよう、利用に際して不利益な扱いを受けた場合の苦情解決窓口について利用者への普及啓発を図り、苦情解決に向けた取り組みを推進します。

### 【具体的な取組内容】

- (1) 福祉事業者による苦情相談窓口の設置の拡充（介護保険課、障害福祉課）
- (2) 「県運営適正化委員会」などの苦情相談窓口の利用の促進  
(介護保険課、障害福祉課)
- (3) 保育所における苦情解決体制の整備（子ども課）

## 2 福祉サービスの評価制度の促進

福祉事業者が、サービスの質を高め、利用者に良質かつ適正なサービスが提供できるよう、また、利用者が適切にサービスを選択できるよう、福祉事業者に第三者評価と自己評価の実施を働きかけ、開かれた事業運営を働きかけます。

サービスの質の向上のため、公正・中立な第三者機関によるサービス事業所の受審議を促進します。

### 【具体的な取組内容】

- (1) 福祉事業者の第三者評価・自己評価の促進（介護保険課、障害福祉課）
- (2) 介護サービス情報の公表制度の周知（介護保険課、障害福祉課）

## 基本施策 2-4-2

## セーフティネットの推進

## ● 現状と課題 ●

行政の施策におけるセーフティネットとしては、国制度としての生活保護制度\*があり、生活困窮状態にある人の生活を支援として、全国的に統一された運用をしています。

しかし、生活保護制度の該当にはならないものの、一時的に生活費などに困る人もいます。

このため、低所得世帯や高齢者世帯などに対して、その世帯の更生と経済的自立を助長するために、「愛の灯資金\*」や「生活福祉資金貸付制度\*」などによって、資金の貸付を行っています。

特に、県社会福祉協議会事業である「生活福祉資金貸付制度」には、借入れの目的に応じた様々な種類があります。平成14年度には、一定の居住用不動産をもつ、低所得で65歳以上の高齢者世帯の方へ土地を担保として生活資金を貸す「長期生活支援資金」が創設されるなど、より利用者の実情に合わせた制度設計が模索されています。

また、金銭面ばかりでなく、認知症や知的障害、精神障害などにより、判断能力が十分ではない人は、不要なサービスを受けたり、悪徳商法などの被害に遭ったりしやすい状況にあります。こうした被害や、不利益を被るのを防止し、権利を守り、支援するため、日常生活自立支援事業\*と成年後見制度の活用を推進しています。

このほか、ひとり暮らし高齢者などへの支援については、地域で孤立しないように福祉電話\*の活用を促進するほか、友愛訪問\*などの見守り活動を行っています。

その他、緊急時に備えて、緊急通報装置の貸し出しもを行っています。

また、ひとり親家庭への支援としては、親が疾病、冠婚葬祭などにより、一時的に日常生活を営むのに支障がある場合に、家庭生活支援員を派遣して家事援助等を行っています。

今後も、地域生活を営む上で、本人の努力だけではどうにもならない事態に対しての対処ができるよう、各事業の啓発・活用等を促進していく必要があります。

## ● 方 針 ●

- ◆ 一時的に生活資金などに困っている世帯の更生と経済的自立を助長するため、資金の貸付を行います。
- ◆ 判断能力が十分ではない人が、そのことにより不利益を被らないように、日常生活自立支援事業の推進と成年後見制度の啓発と活用を促進します。
- ◆ ひとり暮らし高齢者の見守り事業等を促進し、地域内での孤立予防を図ります。
- ◆ ひとり親家庭への日常生活支援を推進します。

● 推進施策 ●

## 1 生活困窮者への支援の推進

生活保護制度の該当にはならないものの、一時的に生活費などに困っている世帯に対し、その世帯の更生と経済的自立を助長するため、資金の貸付を行います。

### 【具体的な取組内容】

- (1) 愛の灯資金の貸付の促進（社協）
- (2) 善意銀行貸付制度\*の利用促進（社協）
- (3) 生活福祉資金貸付制度の利用促進（社協）

## 2 福祉サービスの利用支援の推進

認知症や知的障害、精神障害などにより判断能力が十分でない人が、適切に福祉サービス等を利用し、地域での生活が継続できるよう、「日常生活自立支援事業」と「成年後見制度\*」について、広報・ホームページに掲載するとともに、地域包括支援センターでの相談や、民生委員児童委員に対し、制度等についての学習機会を設け、制度の周知を図ります。

### 【具体的な取組内容】

- (1) 「日常生活自立支援事業」についての啓発と利用の促進  
(社会福祉課、障害福祉課、社協)
- (2) 「成年後見制度」についての啓発と利用の促進  
(社会福祉課、障害福祉課、社協)

## 3 安否確認と緊急時への対応の充実

ひとり暮らし高齢者などの安否確認や、急病や事故など緊急時のための緊急通報システム\*の貸し出しを推進します。

### 【具体的な取組内容】

- (1) 福祉電話の活用の促進（社会福祉課）
- (2) 友愛訪問活動の推進（社会福祉課）
- (3) 乳酸菌飲料宅配事業\*の推進（社協）
- (4) 緊急通報システムの活用の促進（社会福祉課）

#### 4 ひとり親家庭に対する日常生活支援

ひとり親家庭の日常生活支援を行うため、生活支援員\*を派遣します。

##### 【具体的な取組内容】

- (1) 生活支援員の派遣（社会福祉課）

##### ● 実績と目標 ●

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成25年度	担当課
友愛訪問登録者数	372人	360人	337人	370人	社会福祉課
緊急通報システム貸出数	171件	209件	230件	300件	社会福祉課



### 基本目標3

自助・共助・公助の重層的な支援体制を創出しよう！

ー地域まるごと支え合いの仕組みづくりー

## ■ 基本方針3-1 早期発見・早期対応に向けた支援ネットワークの確立

### 基本施策3-1-1

### 支援を必要としている人への適切な対応

#### ● 現状と課題 ●

近年、増加傾向にある子どもや高齢者などに対する虐待や、夫婦や恋人間でのDVなど、従来、表面上に表れなかった課題が大きくクローズアップされています。

児童虐待は、年々件数が増加しています。これは、法の整備や啓発運動などによって理解が進んだことにより、周囲の人や関係機関からの通報件数が増えたことが要因ともなっています。

高齢者虐待については、法整備はされたものの、潜在的なケースがかなりの件数にのぼると推定され、虐待する側もされる側も虐待の事実を隠す傾向が強いことが原因となっています。

一方、障害のある人への虐待は、まだ法整備が進んでおらず、周囲の人への認知度も低い状態にあります。

こうした虐待を早期に発見するには、関係機関や介護支援専門員\*、ホームヘルパーなどはもちろんのこと、屋外に締め出されているとか、明らかに食事をとっていない、いつ見ても痣があるなど、地域の人による気づきも非常に重要になります。

また、DVについては法の整備や啓発運動などで理解が進みつつありますが、実際には当事者がDVであることに気づかない、若しくは気づいても行動に至らないケースも多くあると推定されます。

本市においては、地域や関係機関からの通報に迅速に対応するとともに、各種の虐待やDV等に対し、「市虐待等防止地域協議会\*」を設置し、各関係機関の情報の共有化と連携を図るとともに、総合的な支援体制づくりに努めています。

しかし、ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯における老々介護の増加により、本人や介護者が認知症や急病になった場合などに、本人にもどうしようもなく、周囲も気づけず、深刻な事態になる事例もあります。

こうした事態や虐待などの早期発見のためには、行政の対応だけでなく、地域の人たちの気づきや、地域内での情報の共有化と連携、そして関係機関に迅速につなぐ体制づくりが重要です。

● 方 針 ●

- ◆ 虐待等を早期に発見し、迅速な対応を図るとともに、地域住民や福祉・医療機関などと協力し、通報や情報が関係者に速やかに伝わるよう、連絡体制の強化を図ります
- ◆ 地域での気づきの促進と、地域内での情報の共有化や連携への啓発と支援をします。

● 推進施策 ●

**1 総合的な虐待等防止ネットワーク体制の強化**

児童や高齢者の虐待などの早期発見と救済を図るため、地域住民や福祉・医療・教育機関などと協力し、通報や情報が得られるように連携体制の強化を図ります。

**【具体的な取組内容】**

- (1) 「安城市虐待等防止地域協議会」機能の強化  
(社会福祉課、障害福祉課、市民活動課)
- (2) 住民や福祉事業者に対する虐待などの防止に向けた広報・啓発活動の推進  
(社会福祉課、障害福祉課、市民活動課)

**2 身近な地域における情報の共有化**

ひとり暮らし高齢者や障害のある人の様子に異変があった場合などに、身近な気づきができるように働きかけます。そして、地域内での情報の共有化ができるような体制づくりを支援します。

**【具体的な取組内容】**

- (1) 福祉支えあいマップ作成の支援（社協）
- (2) 行事などで把握したニーズを地域で共有するための体制づくりの支援（社協）
- (3) 町内福祉委員会、民生委員児童委員活動の機能強化（社協、社会福祉課）

● 実績と目標 ●

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成25年度	担 当 課
虐待やDV防止に向けた啓発活動実施合計数	3回	3回	5回	6回	社会福祉課 障害福祉課 市民活動課

## 基本施策3-1-2 支援機関の機能強化

### ● 現状と課題 ●

本市では、高齢者の在宅生活の支援を目的とした地域包括支援センターにおいて、公正・中立の立場から総合相談支援、虐待の早期発見・権利擁護\*、包括的・継続的ケアマネジメント支援及び介護予防ケアマネジメントを行っています。

また、地域包括支援センターを補完するため、全市域8か所に在宅介護支援センターを設置し、地域包括支援センターのランチ\*機能を持たせています。

地域包括支援センター及び在宅介護支援センターを核として、介護に関する総合的な相談に応じるとともに、適切なサービスが利用できるように専任職員を配置し、介護予防・自立生活支援を重点に、高齢者福祉に係る総合相談をはじめ、高齢者の実態の把握、介護予防プランの作成など介護予防体制の確立を目指しています。

障害のある人の総合的な相談の拠点としては、ふれあいサービスセンターを位置づけ専任職員を配置し、個別支援計画の作成等のほか、障害のある人に係る専門相談・支援体制の充実に努めています。

しかし、これらの支援機関を中心とした体制は、まだその機能を活かしきれていません。それぞれの役割の明確化と周知を徹底し、その機能を活かして、より充実した支援を行えるようにすることが今後の課題です。

### ● 方 針 ●

- ◆ 利用者と各関係機関の調整を図る機能を有する地域包括支援センターをはじめ、在宅介護支援センターやふれあいサービスセンターなどの適正な人材の配置を図るとともに、十分その機能が果たせるよう指導を徹底します。

## ● 推進施策 ●

**1 地域包括支援センターの機能強化**

介護予防・自立生活支援に重点を置き、地域包括支援センターと在宅介護支援センターの連携を図りつつ、高齢者に係る総合相談をはじめ、高齢者の実態等を把握し、介護予防プランの作成をするなどの介護予防体制の確立を図ります。

また、地域ケア体制の機能の円滑な推進が図れるよう、在宅介護支援センターを核として、地域包括支援センター、地区社協、民生委員児童委員、町内福祉委員会等の連携を推進します。

**【具体的な取組内容】**

- (1) 介護予防体制の確立（介護保険課）
- (2) 地域ケア体制の円滑な推進（介護保険課）

**2 相談支援事業者の機能及び内容の充実**

障害のある人の総合的な相談の拠点として、相談支援事業者における専門相談・支援体制の充実に努めています。

**【具体的な取組内容】**

- (1) 相談支援事業者における専門相談、支援体制の強化（障害福祉課）

## ■基本方針 3-2 関係機関の連携の強化

### 基本施策 3-2-1 地域におけるネットワークの構築

#### ● 現状と課題 ●

高齢者や障害のある人、子育て中の人などが地域生活を送る中で、さまざまな課題や福祉ニーズが生じています。

それは、ごみ出しの問題であったり、子育てに関する悩みの問題であったり、人によって異なりますが、そうした課題が生じたときに、当事者である本人だけでなく、地域の中での対応と課題解決ができるようなしくみが求められています。

既に、町内福祉委員会、民生委員児童委員、ボランティア団体等で情報の共有化を図るなどし、地域が一体となって課題解決を図っている地域もありますが、未だ不十分である地域も多くあります。

また、地域内では対応しきれない課題に対しては、行政やその関係機関、サービス提供事業者などとの連携が必要とされていますが、地域の情報がそうした関係機関に伝わらず、大きな問題が生じる可能性が指摘されています。

近年、高齢者の孤独死などのニュースも世間を騒がせています。

本市においても、こうした悲惨な事態を回避するため、また、住民の複雑化、多様化する福祉ニーズに対応するために、地域で活動する町内福祉委員会、町内会関係者、民生委員児童委員、ボランティア団体等におけるネットワーク、さらに、地域内では対応しきれない課題に対応するための行政や各関係機関とのネットワークづくりが求められています。

本市では、高齢者の福祉課題に対しては、地域ケア会議を中心とした地域ケア体制を整備しているほか、障害のある人、子育て支援の分野においても、それぞれ実情に応じて各関係機関と連携を図っていますが、さらに地域内外の連携を深め、機動的に支援ができる体制を強化していく必要があります。

#### ● 方 針 ●

- ◆ 複雑化、多様化する福祉ニーズに対応するために、地域内外の連携を深め、機動的に支援ができる体制を強化していきます。

## ● 推進施策 ●

## 1 小地域ネットワーク体制の構築と円滑な推進

地域内での連携と、地域と地域以外の組織との連携を、それぞれ推進します。

## 【具体的な取組内容】

- (1) 地域における住民相互の連携体制の促進（社協）
- (2) 地域ケア体制の強化（社会福祉課、介護保険課、社協）
- (3) 自立支援協議会の部会の開催などを通じた地域間・事業者間との連携の促進  
（障害福祉課、社協）
- (4) 家庭、学校、地域、福祉事業者等の連携の推進  
（子ども課、学校教育課、社協）

基本施策 3-2-2

保健・医療・福祉の連携の強化

● 現状と課題 ●

福祉ニーズの複雑化、多様化により、ひとつの分野だけでは解決できない課題が多くなってきています。

そのため、保健・医療・福祉の各関係機関のより密接な連携が必要となっています。

本市では、支援を必要としている高齢者に対し、地域包括支援センターや在宅介護支援センターが中心となって、関係機関の連携調整を図っていますが、まだ充分であるとは言えません。

今後も、専門機関と福祉サービス事業者の連携によって、個々の状況に応じた適切なサービスの提供を行えるよう、総合的で多面的な支援体制の整備を促進していく必要があります。

また、早期療育\*への支援体制の充実を図るため、療育担当者会や関係機関同士の情報交換会の開催、臨床心理士\*の参加による相談内容・状況等の報告を行い、情報交換と連携を図っています。今後も、引き続き連携体制の強化を図っていく必要があります。

● 方針 ●

- ◆ 保健・医療・福祉の各関係機関の連携を図り、地域における総合的で多面的な支援体制を整備します。

● 推進施策 ●

1 地域の保健・医療・福祉の各専門分野の連携

高齢者の疾病予防、介護予防、虐待防止、リハビリテーション、医療給付、介護給付を総合的に実施するために、保健・医療・福祉の連携を強化します。

また、保健・療育・教育の各専門分野の連携による、早期療育への支援体制の充実を図るため、療育担当者会や関係機関同士の情報交換会の開催、臨床心理士の参加による相談内容・状況等の報告を行い、情報交換と協力体制づくりを推進します。

**【具体的な取組内容】**

- (1) 高齢者に対する総合的な支援体制の確立（介護保険課、社会福祉課）
- (2) 早期療育に向けた支援体制の確立（障害福祉課）

● 実績と目標 ●

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 25 年度	担 当 課
療育訓練参加者数	151 人	142 人	122 人	200 人	障害福祉課

## 基本目標4

地域の福祉力を引き継ぐ担い手を育もう！  
 —地域福祉活動を支えるひとづくりと活動の拠点づくり—

### ■ 基本方針4-1 こころのバリアフリーの推進

#### 基本施策4-1-1 地域・家庭・学校を結ぶ地域福祉活動・福祉学習\*の推進

##### ● 現状と課題 ●

地域で互いに支え合い、誰もが安心して暮らしていくためには、新たな支え合いの仕組みを理解するとともに、その活動を支える人を育てることが大切です。

そのために、地域のあらゆる場面において、福祉教育や学習活動の機会を増やし、地域福祉活動を活性化する取り組みを実施しています。

地域におけるふれあいサロンや交流事業などの世代間交流や、地域活動の場へ職員が出向いて行う出前講座などを通じて、児童生徒のみならず、大人も含めた住民全体への地域福祉活動や福祉学習の推進をしています。

さらに、学校における福祉教育の推進のため、社協において福祉学習実施校への助成や、各学校ごとにふれあいネット事業などを行っています。

今後も、地域住民の福祉への理解を深め、活動を支える人材を育てるため、地域・家庭・学校における福祉教育に、住民が参加する機会の充実を図ることが必要です。

##### ● 方 針 ●

- ◆ 地域・家庭での福祉教育を推進するために、地域における学習の機会を設けることを支援し、だれもが地域福祉活動に参加できる環境を整備します。



● 推進施策 ●

**1 地域・家庭での福祉教育・学習活動の推進**

地域・家庭での福祉教育を推進するために、地域の集会等に職員を派遣し出前講座を実施するなど、地域における福祉学習の充実を図ります。

- 【具体的な取組内容】**
- (1) 地域における福祉に関する学習機会の充実（社協）
  - (2) 出前講座の充実（社会福祉課、介護保険課、子ども課、社協）
  - (3) ふれあいサロンなどの交流事業を通じた、地域での世代間交流の促進（社協）

**2 学校における福祉教育・こころの教育の充実**

学校における福祉教育やこころの教育を推進するため、福祉学習実施校への助成事業を行います。

また、各学校ごとの「ふれあいネット事業」を中心に、地域と連携した福祉教育の推進を図ります。

あわせて、学校における授業・課外活動・学校行事等における社会人活用事業\*を活用した効果的な福祉教育を推進します。

- 【具体的な取組内容】**
- (1) 福祉学習実施校への助成事業の推進（社協）
  - (2) ふれあい活動事業などを通じた、地域と連携したこころの教育等の推進  
(学校教育課)
  - (3) 学校における授業・課外活動・学校行事等における社会人活用の推進  
(学校教育課)

● 実績と目標 ●

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成25年度	担当課
福祉学習実施助成校数	14校	13校	13校	14校	社協
ふれあい活動事業への参加人数	36,885人	35,576人	50,783人	40,000人	学校教育課

## 基本施策4-1-2

## 多様な人格と個性を尊重し、相互に高めあえる意識の醸成

## ● 現状と課題 ●

地域には、様々な人が暮らしています。年齢・性別・生活習慣・障害の有無など、一人として同じ人はいません。

皆が共に地域で暮らしていくためには、相互理解の推進と、ノーマライゼーション理念の浸透、男女共同参画社会\*の実現を図ることが必要です。

市民一人ひとりが、あたたかい思いやりのところを持ち、互いに助け合って生活する風土を育むため、本市では、福祉まつりなどを通じて、相互理解の推進と、ノーマライゼーション理念の浸透を図っています。

また、日本人と外国人が、お互いの国籍や文化・習慣の違いを認め、互いの人権を尊重し、助け合い安心して生活できるまちづくりを推進するため、国際理解講座など、共に参加・協働する行事等を実施しています。

その他、男女共同参画社会を推進するために、講演会や託児つきの講座などを開催しています。

しかし、未だお互いの理解不足や認識のずれなどにより、様々な問題が起こっています。

今後も、多様な人格と個性を尊重し、相互に高めあえる意識が醸成されるよう、啓発活動を推進していく必要があります。

## ● 方針 ●

- ◆ 相互理解の推進と、ノーマライゼーション理念の浸透、男女共同参画社会の実現に向けた周知・啓発を図り、共生社会を目指します。

## ● 推進施策 ●

## 1 相互理解・ノーマライゼーション・男女共同参画社会理念の周知・啓発

市民一人ひとりが、あたたかい思いやりのところを持ち、互いに助け合って生活する風土を育むために、相互理解の推進と、ノーマライゼーション理念の浸透、男女共同参画社会の実現を推進します。

## 【具体的な取組内容】

- (1) 福祉まつりなどの開催（社会福祉課、障害福祉課、社協）
- (2) 国際理解講座等の交流事業や講演会の開催（市民活動課）
- (3) 男女共同参画社会を啓発する講演会等の開催（市民活動課）
- (4) 託児つきの講座や講演会の開催（市民活動課）

## 第5章 市や社会福祉協議会の施策の展開

### ● 実績と目標 ●

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成25年度	担当課
交流事業の開催回数	2回	3回	3回	5回	市民活動課

## ■基本方針 4-2 地域福祉の新たな担い手の養成

### 基本施策 4-2-1 地域の福祉活動への参加のきっかけづくりと活動支援

#### ● 現状と課題 ●

アンケートによると、地域活動やボランティア活動に参加したことがない人は、50.1%で、全体の約半数です。年齢別に見ると、18～39歳まででは、6割以上の人が、それ以上の年齢においては、4～5割の人が参加したことがないといった結果でした。

しかし、多くの年代において、参加したことがない人の半数以上が、今後参加したいと考えています。

参加できない理由としては、「仕事などの都合で機会がない」が49.6%と群を抜いており、次いで「知り合いがいない」が22.9%、「参加方法が分からない」が19.0%と続いています。

そして、どのような条件が整えば参加しやすくなると思うか、という設問では「自分が健康であること」が54.3%、次いで「時間や収入にゆとりがあること」が50.7%となっています。年齢別に見ると、「自分が健康であること」は50歳以上の年代で63.9%～79.1%と高くなっていますが、18歳～49歳までの年齢では、「時間や収入にゆとりがあること」を選んだ人が65%前後と1番多くなっています。

一方、実際に活動している団体に調査したところ、「団体活動に関係なく、生活一般の中で、他人と比較し、生活の中で時間に余裕がある方だと思いますか」という設問に対しては、あまり余裕がないという回答が多数でした。このことから、実際に活動をしている人は、必ずしも余裕のある人ばかりではないことがうかがえます。

本市では、少しでも多くの人が、地域の福祉活動に興味を持ち、参加するきっかけづくりとして、身近な場所での福祉学習の機会の提供や、きっかけづくり事業の実施、児童や生徒への支援などの活動を行っています。

また、退職者等が地域活動への参加のきっかけをつかめるよう、町内福祉委員会への参加を働きかけています。

若年層や仕事が忙しい世代の参加の促進や全体世代を通しての参加の継続など課題はありますが、今後も、引き続き地域の福祉活動やボランティア活動への参加の機会を提供し、様々な世代の人がその人なりの活動に取り組めるよう、啓発と事業の推進をしていく必要があります。

#### ● 方 針 ●

- ◆ より多くの人々が、地域の福祉活動やボランティア活動に興味を持ち、参加するきっかけとなるように、啓発と事業の充実を図ります。

● 推進施策 ●

1 参加機会の提供と事業の啓発・推進

福祉活動への参加の機会を提供し、様々な世代の人がその人なりの活動に取り組めるよう、啓発と事業の推進をします。

- 【具体的な取組内容】**
- (1) 福祉講演会や介護教室など、身近な場所での福祉学習の機会の提供（社協）
  - (2) 福祉センターでの講座や公民館講座など、社会参加のきっかけとなるような事業の推進（社協、生涯学習課）
  - (3) 児童・生徒の福祉活動の推進と自主的な取り組みへの支援（社協）
  - (4) 町内福祉委員会活動などを通じた、退職者等の熟年世代が地域で活動できる機会の創出（社協）

● 実績と目標 ●

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成25年度	担当課
福祉センターの講座数	22 講座	21 講座	23 講座	31 講座	社協
公民館の講座数	154 講座	164 講座	192 講座	180 講座	生涯学習課

## 基本施策 4-2-2

## ボランティアの養成と活用

## ● 現状と課題 ●

社協に登録されているボランティアの人数が年々増えており、ボランティア活動への関心の高まりとともに、活発な活動が展開されています。

アンケートでは、地域活動やボランティア活動への参加経験のある人に、どのような理由から参加したのかを聞いたところ、「仲間が増えるから」が29.7%、次いで「支え合いのあるまちをつくるため」が27.1%、「自分自身の向上になるから」が26.9%でした。

これらのことから、地域活動やボランティア活動をすることが、自分自身のためにもなると考えている人が、多数いることがうかがえます。

これらの人たちの力を、地域福祉の充実に結びつけることができれば、より豊かで、安心して暮らせる地域社会を築くことができます。

本市では、社協の「ボランティアセンター」がボランティア活動を、市が設置した「市民活動センター」が、ボランティアも含めた市民活動全般を支援する役割を担っています。

ボランティア養成講座の開催やボランティア登録の促進等、参加機会の創出や継続的な活動の支援の他、市民の活動能力向上のための各種講座や団体間の交流事業を開催するなどの支援を行っています。

また、ボランティアをしたい人とボランティアをしてほしい人、または、ボランティアをしたい人と参加できそうな団体などの調整を図っています。

今後は、更にボランティア人材の発掘・育成・活動支援を推進するとともに、より円滑な活動が行えるよう、調整機能の充実を図っていく必要があります。

あわせて、地域におけるボランティア活動の推進と支援をするため、より身近な地域福祉センターにもボランティア活動支援の拠点を置き、支援しやすい体制を整える必要があります。

また、「ボランティアセンター」と「市民活動センター」が相互に連携して、その機能を十分に発揮し、市民活動やボランティア活動が、より一層活性化するように努めていく必要があります。

## ● 方針 ●

- ◆ ボランティア養成講座の開催や情報提供の充実などを通じて、人材の発掘、育成に努めます。
- ◆ 地域福祉センターにおいて、ボランティアの発掘、育成及び活動支援を行います。
- ◆ 市民活動センターとボランティアセンターの機能強化を図り、ボランティア活動や市民活動を幅広く支援する体制を強化します。

● 推進施策 ●

**1 ボランティア人材の発掘・育成と活動支援**

ボランティア活動への参加を働きかけるため、気軽に参加できるボランティア講座から、ガイドヘルパー\*や点字、手話等の専門的知識を習得する講座まで、多様なボランティア講座を開催し、参加機会を創出します。

また、技術向上のための講座や団体間の交流事業を開催するなど、継続して活動をしている人への支援も行います。

- 【具体的な取組内容】**
- (1) ボランティア養成講座の開催（社協）
  - (2) 地域福祉センターにおける人材の発掘・育成と活動支援事業の実施（社協）
  - (3) ホームページや広報紙による情報提供の充実（市民活動課、社協）
  - (4) 市民の活動能力向上のための講座や団体間の交流事業を開催（市民活動課）
  - (5) 熟年世代に向けた情報提供と機会の提供（社協）
  - (6) ボランティア登録時などにおける活動保険や行事用保険の必要性の啓発  
（市民活動課、社協）

**2 市民活動センターとボランティアセンターの機能強化**

ボランティア活動に関心のある市民や団体、又はボランティア講座の受講者に、団体への参加やセンターへの登録を働きかけるなど、継続的に活動ができるように支援します。そして、ボランティアの調整機能の充実など、機能強化を図ります。

また、両センターの連携を図り、ボランティア活動や市民活動を幅広く支援する体制を強化します。

- 【具体的な取組内容】**
- (1) ボランティア登録の促進と調整機能の充実（市民活動課、社協）
  - (2) 市民活動センターとボランティアセンターの連携の推進（市民活動課、社協）

● 実績と目標 ●

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 25 年度	担 当 課
ボランティア養成講座開催数	9 講座	7 講座	3 講座	7 講座	社協

## 基本施策 4-2-3

## 地域福祉活動を担う団体への支援

## ● 現状と課題 ●

現在、各地区では、当事者団体や支援団体が地域の特性に応じた地域福祉活動を展開しています。地域の福祉活動を担う各団体の活動を活性化し、組織力を高めていくため、本市においては、町内福祉委員会と民生委員児童委員協議会への支援を行っています。

また、市老人クラブ連合会への支援を通して、町内ごとに組織されている単位老人クラブへの支援を行い、単位子ども会の育成のために、子ども会育成連絡協議会への支援を行っています。

今後、さらに地域福祉活動を発展させるために引き続き各組織への支援を通じて、地域力を高めていくよう働きかける必要があります。

## ● 方針 ●

- ◆ 地域福祉活動がさらに活性化するよう、地域福祉活動を担う各団体に対する支援を行います。

## ● 推進施策 ●

## 1 地域福祉活動を担う団体への支援

地域福祉活動をさらに活性化するために、地域福祉活動を担う各団体に対する支援を行います。

## 【具体的な取組内容】

- (1) 町内福祉委員会に対する支援（社協）
- (2) 民生委員児童委員協議会への支援（社会福祉課）
- (3) 老人クラブに対する支援（社会福祉課）
- (4) 子ども会に対する支援と育成（生涯学習課）



## ■基本方針 4-3 健康づくり・生きがいつくり活動の推進

### 基本施策 4-3-1 健康づくりの場や機会の確保

#### ● 現状と課題 ●

本市では、市民一人ひとりが自分自身の健康意識を高め、健康寿命の延伸と生活の質の向上を図ることを目的に、健康づくりに対する正しい知識の普及や、健康づくりに関する各事業の充実を図り、市民と地域、行政が一体となった生涯を通じた健康づくりに取り組んでいます。

#### ● 方 針 ●

- ◆ 市民一人ひとりの健康意識を高め、健康づくりを実践する力を育成するために、市民と地域、行政が一体となった生涯を通じた健康づくりを「健康日本21 安城計画」において推進します。

#### ● 推 進 施 策 ●

### 1 ライフステージ\*に即した健康づくり運動の展開

市民が健やかに生活できる社会とするためには、市民一人ひとりが生涯にわたり自らの健康づくりを継続して実践していくことが、重要です。

健康日本21 安城計画において、生涯を通じた健康づくりの観点から、妊娠・出産期、乳幼児期から高齢期のライフステージ別に健康課題を明らかにし、その解決に取り組みます。

#### ● 実績と目標 ●

健康日本21 安城計画において定めます

## 基本施策 4-3-2 社会参加と生きがいづくり

### ● 現状と課題 ●

本市では、誰もが社会に参加し、生きがいをもって暮らしていただくことを目的に、多くの事業や活動を行っています。

生涯学習の分野では、公民館の自主グループ活動を推進するとともに、市内の活動団体に関する情報の一元化をめざし、参加をしたい人が情報を得やすいようにしています。

また、福祉分野においては、子どもから大人までを対象にした様々なボランティア体験講座等の開催や、地域ぐるみ親子ふれあい活動などを推進しています。

その他、退職者や高齢者の生きがいづくりや就業機会の提供の場としてシルバー人材センター\*の充実を図るほか、障害のある人に対しては、講座型デイサービス事業\*や、就労支援を行うなど、ライフサイクルに即した事業や活動を促進しています。

今後においても、誰もが社会と係りながら生きがいを持って生活できるよう、各事業の内容を工夫するとともに、より一層の充実を図っていく必要があります。

### ● 方針 ●

- ◆ 公民館の自主グループ活動への参加を促進するとともに、市内の活動団体に関する情報の一元化を目指します。
- ◆ ライフサイクルに即した社会参加・生きがいづくりにつながる事業や活動の推進を図ります。

### ● 推進施策 ●

#### 1 社会参加・生きがいづくりに向けた啓発と情報提供

社会参加・生きがいづくりのために、公民館の自主グループ活動への参加を促進するとともに、市内の活動団体に関する情報の一元化を目指し、情報を得やすくします。

##### 【具体的な取組内容】

- (1) 公民館の自主グループ活動への参加促進（生涯学習課）
- (2) 市内の活動団体に関する情報の一元化（市民活動課、生涯学習課）

**2 社会参加・生きがいくりにつながる事業・活動の推進**

全ての市民を対象に、ライフサイクルに即した社会参加・生きがいくりにつながる事業や活動の推進を図ります。

- 【具体的な取組内容】**
- (1) ボランティア体験講座等の開催と参加の推進（社協）
  - (2) 地域ぐるみ親子ふれあい活動の推進（生涯学習課）
  - (3) シルバー人材センターの活用の推進（社会福祉課）
  - (4) 講座型デイサービス事業の充実（障害福祉課）
  - (5) 障害のある人の就労への支援（障害福祉課）

**実績と目標**

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成25年度	担当課
公民館自主グループ数	630グループ	617グループ	608グループ	630グループ	生涯学習課
地域ぐるみ親子ふれあい活動実施校数	18校	18校	18校	21校	生涯学習課
シルバー人材センター会員数	742人	745人	771人	1,350人	社会福祉課
講座型デイサービス受講者数	1,799人	1,837人	1,990人	2,500人	障害福祉課

## ■基本方針 4-4 地域福祉活動を支える拠点機能の充実

### 基本施策 4-4-1 地域福祉センターの整備と機能の充実

#### ● 現状と課題 ●

本市では、地域福祉活動の拠点施設として、総合福祉センターを含め6か所の地域福祉センターがあります。

現在、中学校区ごとに1つずつ地域福祉センターを設置することを目指して、計画的に整備を進めています。

地域福祉センターは、地域における福祉活動や交流を促進するための活動拠点ですが、あわせて、高齢者や障害のある人、子どもなど、各種団体の活動の拠点としての利用も推進しています。

現在は、各種団体の活動の拠点としての利用が多く、地域福祉活動拠点としての位置づけや活用が不十分な状態にあります。

今後は、各種団体の活動拠点としてだけでなく、地域福祉活動の拠点としても、より有効に活用できるように努めていく必要があります。

#### ● 方 針 ●

- ◆ 地域活動の拠点として、地域福祉センターの整備を図ります。
- ◆ 福祉センターごとの地区社協職員を充実し、住民の行う地域福祉活動の支援を強化します。

#### ● 推進施策 ●

### 1 地域福祉センターの計画的整備

住民が行う地域福祉活動には活動の拠点が必要なため、地域福祉センターを地域福祉活動の拠点として位置づけ、計画的に整備します。

#### 【具体的な取組内容】

- (1) 地域福祉センターの計画的整備（社会福祉課）

## 2 地域福祉センターの活用の促進

住民が行う地域福祉活動には、活動の拠点のほかに、活動に行き詰った時などに相談に乗ってくれるなど、活動を支援する人材が必要です。

拠点と人材の配置の双方により、地域福祉センターの活用の促進を図ります。

### 【具体的な取組内容】

- (1) 地域福祉センターごとの地区社協職員の充実（社協）

### ● 実績と目標 ●

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成25年度	担当課
地域福祉センター 設置か所数	4か所	4か所	4か所	8か所	社会福祉課

## 基本施策 4-4-2 公共的な施設の有効活用による居場所づくり

### ● 現状と課題 ●

本市では、住民の交流や地域活動等の場として、既存の地域の公共的な施設を利用するなど、身近な居場所としての活用を進めています。

こうした中で、町内公民館などを活用したサロン活動や介護者のつどい、老人憩いの家\*を活用した高齢者と子どもの交流事業などがあります。

また、障害のある人の居場所づくりとして、地域の公民館等を利用した障害児デイサービス事業\*など、地域住民によるデイサービスのモデル的な実施を支援します。

その他には、子育て中の親子が気軽に立ち寄り、交流や相談をすることができるつどいの広場や児童センターが、地域サポートセンターや一部の公民館・福祉センター内にあります。

今後も、身近な居場所づくりとして、町内公民館などの整備と各施設を活用した事業を推進していく必要があります。

### ● 方 針 ●

- ◆ 身近な居場所づくりとして、各施設を活用した事業を推進していきます。

### ● 推進施策 ●

#### 1 身近な居場所づくり

住民の交流や地域活動等の場として、地域公共施設などの有効活用による居場所づくりを推進します。

歩いて行ける距離でのサロン活動の開設や、様々な年代を対象にした事業など、様々な人を対象にした事業の展開と施設の活用を促進します。

#### 【具体的な取組内容】

- (1) 町内公民館等を活用したふれあいサロン活動の開設の支援（社協）
- (2) 老人憩いの家の活用の推進（社会福祉課）
- (3) 地域の公民館等を利用した障害児デイサービス事業など、地域住民によるデイサービスのモデル的实施の支援（障害福祉課）
- (4) 児童センターの整備（子ども課）
- (5) 子育て支援センターやつどいの広場\*の運営（子ども課）

● 実績と目標 ●

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成25年度	担当課
概ね月1回開催する ふれあいサロンの数	25か所	27か所	27か所	35か所	社協
児童センター設置数	7か所	7か所	7か所	9か所	子ども課